

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第 30 号
2025/5/7

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4
徳田法律事務所気付
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)
<http://anti-ikata.org>
E-mail:info@anti-ikata.org



司法の果たすべき役割を求めて 4月18日第2回控訴審 心を動かす意見陳述を行う



報告集会 福岡弁護士会館 301

4月18日(金)第2回目の控訴審が福岡高裁 101 法廷で開催されました。初夏を思わせる日差しのもと、福岡県弁護士会館前に 50 名近くの支援者らが午後 1 時半集合し簡単な集会を持った後に、私たちは整然と裁判所正門に向かって入廷行動を行いました。今回は傍聴券配布はなく、スムーズに持ち物検査を済ませ、法廷の大半は私たちの支援者で埋められました。

☆四電弁護士が陳述時間遵守を要求する場面も…

原告意見陳述はまず工藤康紀さん(大分高専名誉教授)が物理学を学んできた人間として伊方原発稼働反対を訴えてきた志を語りました。日高俊次さん(元大分市職員)は行政の立場で長く水産業に関わってきた経験から、瀬戸内海で原発を稼働することは絶対に許されないことを訴えました。いずれも傍聴席から拍手が起きました。

弁護団は佐藤朗弁護士が火山事象による影響について陳述しました。“社会通念”を理由に「伊方原発稼働中には火山噴火による火砕流などの影響はない」とした大分地裁判決の問題点などを追及しました。

驚いたことに、陳述を始めようとする冒頭に、四電弁護士が陳述時間について“いちゃもん”をつけてきたのです。しかしこれは裁判長の判断で見事に跳ね返されました。予定していた徳田弁護士の陳述は一步引いて次回に行うことにしましたが、裁判長の発言には「もっと私たち原告側の訴えを聞きたい」との姿勢が如実にみられました。

☆広島、愛媛、山口の仲間と連帯してたたかいは続けよう

大分地裁判決同様に、3月5日広島地裁および3月18日



福岡高裁正門前入廷行動

松山地裁で四電の主張を丸のみした判決が下されました。いずれの判決も原子力規制委員会の規制基準にのっとり、四電の主張が基準を満たしている、不合理な点はないことを理由に原告敗訴としています。

司法は死んだのか？司法は行政に屈した？司法は政府の下僕か？裁判官たちは国と四電に下駄を預け、自らの頭で考えることを放棄したのだろうか。松山地裁裁判長は「避難計画」について最後に触れ「原子炉で重大事故の危険性があるとは認められず、避難計画の合理性を検討するまでもない」としました。事故は起きないのだから心配するな、と言っているのです。能登半島地震の悲惨な状況から何も学んでいないのです。以下の控訴審の日程が決まりました。粘り強くたたかいを進めていきましょう。

8月18日(月) 14:30～第3回控訴審口頭弁論

12月5日(金) 14:30～第4回控訴審口頭弁論

場所：福岡高等裁判所 101 法廷

5月18日(日) 第10回定期総会

大分市コンパルホール 4 階 400 号

13:30 受付

14:00～15:30 総会

15:45～ 脱原発歌弾き語り

出演 姫野洋三、池田年宏

歌で気持ちを盛り上げて行きます！

多くの方の参加を期待します

<意見陳述>

人間はミスをする 機械は壊れる 自然は想定外を起こす



原告 工藤康紀

第1 はじめに

私は1970年4月に大学に入学し物理学を専攻しました。そのため原子力発電の原理となる核分裂の連鎖反応についても当然に学びました。このような新しい知見に触れることは当時ワクワクするような楽しい感覚がありました。が、一方で原子爆弾や原子力発電所の原子炉から発生する放射線による人体や自然界への影響も気がかりな点であったことを記憶しております。さらに最近、原子力発電所の安全性にも疑問を抱くようになりました。

2011年に起きた東日本大震災の後、福島県へ災害ボランティアに大分市から行くようになり、その後、2015年4月から2年間福島県いわき市にある福島高専で働きました。その理由は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故によって苦しんでいる人たちのために現地に住むことにより、具体的な支援をしたいという強い思いがあったからです。その後も、主に南相馬市で災害ボランティア活動を続けてきました。その経験から意見を述べさせていただきます。

第2 「福島」での体験から

ボランティアの中で忘れることができないことがあります。それは、災害ボランティアとして初めて南相馬市に到着しバスから降りた時の恐怖です。その地域は高い放射線のために子どもたちは親と共に疎開して街には人影が全くありませんでした。言葉は悪いですが、まるで「死の街」でした。

現地で強く感じたのは原発事故の想像を絶する被害の大きさです。私達ボランティアに家の片づけ作業を依頼した農家の高齢の男性は、私にポツリと言いました。「原発事故さえなければ、あと10年は農家を続けていただろう。けど、もうダメだ……。」と。この人の奥さん、子ども、その家族は、県外に避難し、この時、彼は自分が生まれ育った家に一人で寂しく暮らしていました。周囲は放射性物質に汚染されていました。彼は、家族とも、仕事とも、故郷とも引き裂かれたために、全てにやる気をなくしてしまったのです。

次に、この写真を見て下さい。

大熊町の帰還困難区域の中にある牛を飼っている「もーもーガーデン」で、許可を得てボランティア活動をしたときに撮影したものです。以前は田んぼがあり、その脇の給水施設の回転ハンドルです。ここが帰還困難区域となり人間が入



ることができない数年の間に田んぼは原野となり草木がおい茂り、そのハンドルを回らないように木が固定してしまったのです。原野となった土地にはその後取り残された牛が11頭飼われていました。牛は出荷するためではなく単にここで死を迎えるしかありません。放射線に汚染されているというだけで移動の自由は全くありません。帰還困難区域が解除されるのをただただ待つだけです。

先ほど福島高専で2年間勤務したと言いましたが、学生は津波被害について話すことはありませんでしたが、放射線の被害についてはほとんど話をしませんでした。何だかおびえているというか、何かを言うと風評被害につながるのではないかと警戒しているように思えました。

福島第一原子力発電所から約20km北に位置する南相馬市でのボランティア活動をするなかで、何度となく聞いた現地の人の言葉があります。それは「あの原発事故さえなかったら……。」という言葉です。このような経験から強く感じたことがあります。それは『人間はミスをする。機械は壊れる。自然は想定外を起こす。』ということです。

第3 原子力発電所の過酷事故

昨年、能登半島地震の災害ボランティア活動にも行き、そこで幻となった珠洲原発建設予定地を見ました。周辺には白い海岸線が広がり海岸が隆起していることは明らかでした。まさに珠洲原発は造られなくて本当によかったと安堵しました。もし造られていれば福島の帰還困難区域と同じようなことになっていたことでしょう。

2011年3月に起きた福島第一原子力発電所の過酷事故以外にも、世界的には元ソビエト連邦にあったチェルノブイリ原発事故やアメリカのスリーマイル島原発事故があります。ところで、この福島第一原発事故と他の二つの事故とで

は決定的な違いがあることをご存知でしょうか？ それは、「事故原因の発端」の違いです。後者2つの原発事故は人間のミスが発端と言われています。一方で、福島第一原発事故の発端は地震とその後に起きた津波による全電源喪失であると言われています。つまり自然災害が事故の発端です。そして、この自然災害はいつどんな形で起きるかが分からないこともあります。

ここにある世界の火山帯地図【図面】を見てください。

主にプレートの境界に火山があり、地震がその周辺で多発します。ロシアやアメリカなどにはこの影響を受けない土地があるかもしれません。しかし、日本周辺を見てください。とても安心して原子力発電所を作る場所があるとは思えません。自然は想定を超えた事故を起こします。実際、これまでに4か所の原子力発電所において、原発の安全度を左右する基準地震動を超過する地震が5回も観測されています。

原子力規制委員会は四重五重の安全装置を施していると言いますが、それで過酷事故が起きないという保証はどこにもありません。しかも通常の発電所の事故と違って原子力発電所の過酷事故ではその被害程度は膨大となり、福島第一原子力発電所での事故のように何十年にもわたって人が住めな

くなるのです。原子力発電所でも事故は必ず起きます。「想定外」では許されません。国の存亡に係わる事故が起きてからでは手遅れです。

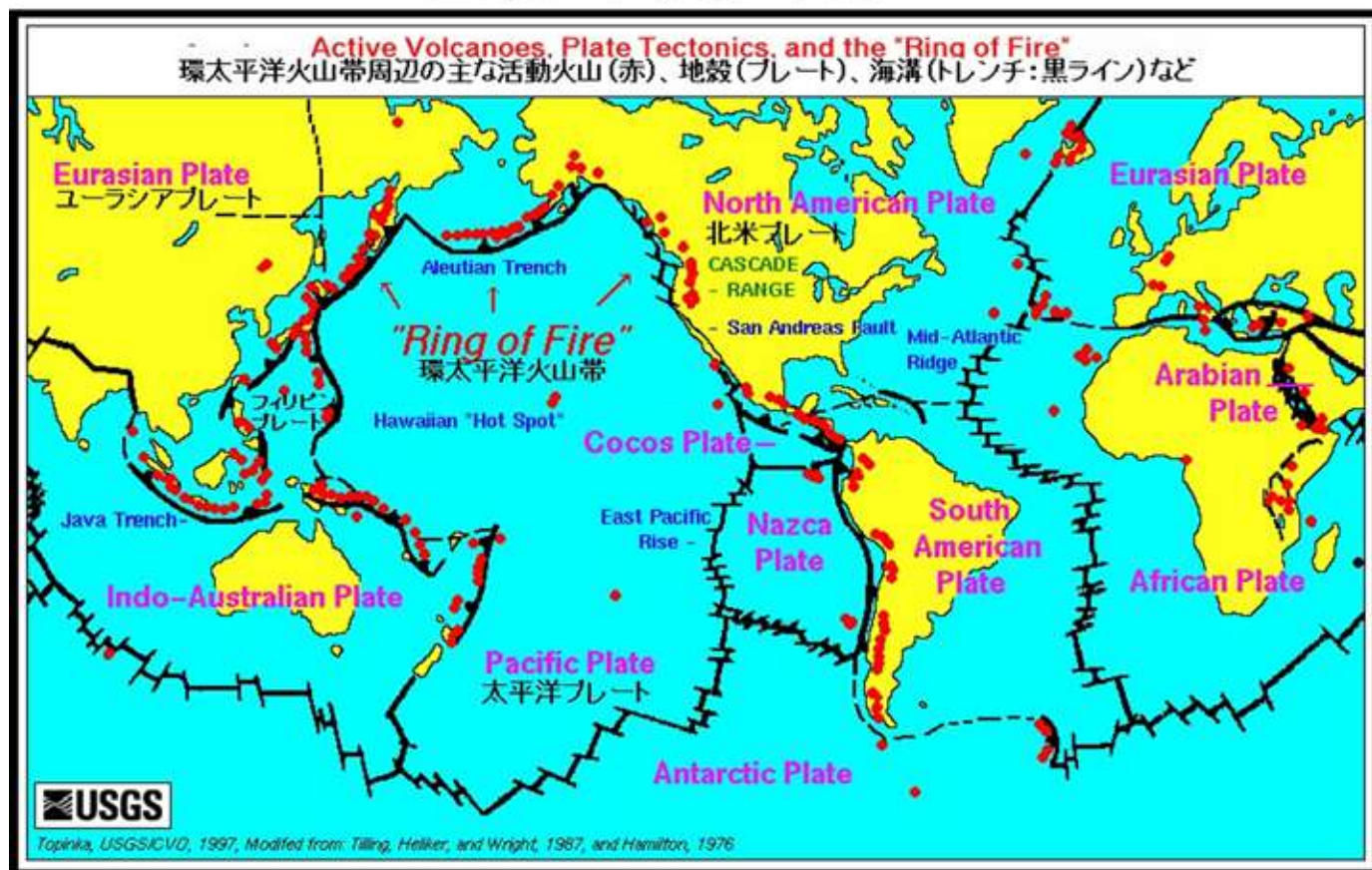
また、原子力発電所から出てくる高レベル放射性廃棄物の最終処分場は未だに決まっておらず、「原子力発電所はトイレなきマンション」と言われていることから、人権問題と言って過言ではありません。中央構造線断層帯（活断層）の近くにある伊方（原子力）発電所は日本の原発の中でも特に危険と言えます。

第4 想定外は許されない

再度言います。『人間はミスをする。機械は壊れる。自然は想定外を起こす。』と。原子力発電所では想定外の事故が起きてからでは手遅れです。破滅的な未曾有の原発事故が起きる前に原発を止めていただきたいです。

四国電力は原発を即時停止し、原子力以外の電力エネルギーの開発に資金をつぎ込んでほしいです。1970年代ならいざ知らず今はその時期にきています。そして、裁判所に対しては、国民を守る、国を守るためにもどうか原発の停止に向けて、司法権を適切に行使していただきたいと思います。

世界の火山帯



瀬戸内海に原発はあってはならない



原告 日高俊次

第1 はじめに

私は大学で水産学を専攻し、旧佐賀関町役場および大分市役所に地方公務員として33年間勤務し、水産業に携わってまいりました。伊方原発が事故を起こした場合、私たちの市民生活に甚大な被害をもたらすことから、事故を起こす前に一日も早く停止してほしいと思い原告になりました。この陳述書では、水産業に関わってきた立場から私の思うことを書かせていただきます。

第2 原発の排水の危険性

まず原子力発電所は、温廃水（排水）を大量に海に流し、周辺の漁場に影響を及ぼします。伊方原発3号機は、原子炉を冷却するために取水時より最大7℃も高い温廃水を毎秒65立方メートルも流します。愛媛県で一番大きな河川は肱川（ひじかわ）です。国土交通省の資料によると大洲観測所の平均流量は毎秒35.1立方メートルですので、伊方原発3号機はその倍近い温廃水を流していることになります。

さらに、この冷却海水の配管に様々な付着生物がつくことによって目詰まりが起きないように、次亜塩素酸ソーダを注入して付着生物の幼生を殺していますが、同時にその他の水産生物の卵や稚魚も死なせてしまいます。温廃水は温度が高いだけでなく、生き物が死滅した海水、すなわち、原発がもたらす産業廃水という訳なのです。

温廃水という点では他の火力発電所でも冷却海水を使いますので同じことと言えますが、原発の場合は、温廃水に放射性物質が混ざっています。福島第一原発ではALPSなどで汚染水から放射性物質を除去していますが、トリチウムだけは除去できません。稼働中の原発でも同様にトリチウムは除去できませんので、発生したばかりの全量を温廃水に混ぜ込んで薄めて海に流しています。伊方原発3号機のトリチウム年間廃棄総量は、2023年度は16兆ベクレル、多い年は40兆ベクレルにもなります。福島第一原発では処理水の海洋放出が問題になっていますが、この総量上限は22兆ベクレルです。伊方原発は通常運転時でも、福島処理水海洋放出並みのトリチウムを瀬戸内海に流し続けているわけです。これらのことから、水産業にとって、原発は「百害あって一

利なし」といった存在であると私は感じています。ただし、温廃水にしてもトリチウムにしても、瀬戸内海で拡散され、公害として問題になる水準以下になっているようで、社会問題化されていません。

第3 福島第一原発事故と水産業

しかし原発はひとたび事故を起こせば、福島第一原発事故でわかるように、火力発電所などとは次元の違う甚大な被害を及ぼします。福島県沖の海面漁業では、福島第一原発事故の影響が今なお続いています。事故から12年たった2023年の海面漁業の漁獲量を、事故前の2010年と比べて見ると、まだ32.4%までにしか回復していません。更に事故を起こした原発の近くで操業する沿岸漁業の場合は、わずか26%に過ぎません。岩手県や宮城県の海面漁業生産量が7割前後にまで回復しているのとは対照的です。この差は原発事故の影響と考えられます。原発の事故がいかに水産業に甚大な悪影響を及ぼすのか、そしていかに長期に及ぶ恐ろしい事態であるのか改めて実感します。

ところが、瀬戸内海に面した伊方原発で同様の事故が起きたら、福島とは比較にならない致命的な被害を水産業に及ぼすことが予測されます。

まず、福島海は開放的である上に、日本海流と千島海流がぶつかる海域にあるために、東の太平洋側にどんどん海流が流れていく環境にあります。ですから、福島海に流れ出た放射能は沖合にどんどん拡散され薄められていったのです。しかしそれでも、先ほど申し上げた通り福島海は海面漁業はいまだ回復していません。

一方で、伊方原発のある瀬戸内海は黒潮などの海流の影響を直接受けるわけでもなく、潮の満ち引きで少しずつ海水が入れ替わるような、実に閉鎖的な水域です。伊方原発に福島第一原発のような過酷事故が起きた場合、海に流れ出た放射性物質は多くが瀬戸内海にとどまり、海底に沈み、食物連鎖を通じて瀬戸内海の生物を汚染し続け、水産業に壊滅的な被害を与えることになります。また、大気中に放出された放射性物質は偏西風の影響で通常東の海上へ流されるのですが、福島では事故直後の3月15日ごろ、わずか一度だけ風向きが変わり、陸域に放射性物質が降り注ぎました。このわずか一度の風向

きの変化が主因となって、福島の方が多いのが今も避難を余儀なくされている大災害をもたらしたのです。

この影響で、今もなお、福島県の多くの河川ではアユなどの川魚の出荷制限や採捕自粛が続いています。これは河川流域を汚染したセシウムなどが今もなお雨で河川に流れ込み、川魚を汚染し続けているからです。

第4 伊方原発事故で想定される水産業の被害

これが伊方原発の場合ですと、大気中に放出された放射性物質は主に四国、中国、関西方面の広範囲な陸域に降り注ぎます。この放射性物質は雨で川に流されて川を汚染し、最後は多くが閉鎖的な水域である瀬戸内海にも流れ込みます。そして瀬戸内海の水産物を、いつまでも、新たに汚染し続けるのです。

私の住む大分市は「関あじ・関さば」の産地です。また、近くの日出町では「城下がれい」が有名です。これ以外にも瀬戸内海に面する大分県では実に多彩な水産物が漁獲されて、漁業者の生活があり、地域の豊かな食文化があります。さらに、瀬戸内海の各県にもそれぞれに美味しい水産物があり、漁業者の暮らしがあり、それぞれの食文化があります。

しかし、万が一伊方原発で福島のような過酷事故が起きたら、恐らく瀬戸内海全域で福島県沖のように操業が禁止され、漁業者は生活の糧を奪われてしまいます。そして閉鎖的な瀬戸内海では湖やダム湖の様に汚染はいつまでも続き、半減期が30年もある放射性セシウムに汚染された場合、何百年も深刻な汚染が続く恐れがあります。

仮に、私の住む大分が運良く偏西風のおかげで放射性物質が降り注ぐことなく、住み続けることができたとしても、「関あじ・関さば」をはじめとして大分のすべての水産物は食べることができなくなります。漁業者の生活は奪われ、佐賀関伝統の一本釣り漁業をはじめとする沿岸漁業はすべて途絶え、海の幸に恵まれてきた大分の食文化も途絶え、そして二度と復活できないことは、まず間違いありません。また、瀬戸内海の各県でも、福島のように住宅地の除染作業が行われ、何十年か後に再び住めるようになったとしても、海は陸の様には除染できないのです。瀬戸内海ではいつまでも汚染が続いたまま水産物は食用にできず、多くの地域で漁業が消滅してしまう可能性が大きいと思います。

第5 伊方原発の事故防止は不十分なこと

原子力規制委員会は「原発事故は絶対に起きないとは言えない」と、公言しています。不測の人為ミスで事故は起きないとは限らないわけですし、ましてやすぐそ

ばに中央構造線断層帯が通っている伊方原発では、地震などの自然災害のリスクは他の原発より格段に高いと思います。

原発立地自治体での避難訓練は、どこでも、原発が事故を起こした場合を想定して行われています。伊方原発でも大地震によって事故が発生して放射能漏れのおそれがあるという想定で避難訓練が行われています。100%事故が起きないというのであれば、こんな避難訓練は必要ないはずです。避難訓練を行うということは、事故は100%防ぎきれないということです。つまり、大地震で原発事故が起これ得るというのが、いわゆる社会通念なのではないかと思います。

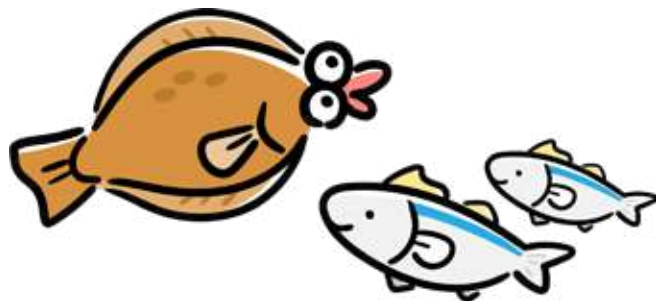
原発に限っては、事故は100%起こしてはならないのです。国の規制基準は大きな震災のたびに徐々に引き上げられています。しかし熊本地震など確認されていた活断層から想定される以上の大地震も起きていて、断層の調査はまだ不十分だと思います。さらに、能登半島沖地震後に明らかになったように、海域での活断層の実態把握は不十分であり、とくに、海岸近くでは全くと言っていいほど解明されていません。

福島の原発などと違い、広範囲の陸域を汚染する上に、瀬戸内海という閉鎖的な海域を汚染するような場所に原発を作ってしまったのですから、四国電力は伊方原発を稼働させる以上は、他の原発以上に事故防止に真剣に取り組まなければなりません。

その為には、いくら調査費用がかかろうとも、広範囲に三次元地下探査を行って、陸域や海岸までの海域の詳細な地下構造を把握しなおすべきだと思います。

第6 おわりに

電力は原発以外の火力や再生可能エネルギーでいくらでも作ることができます。原発でなければ絶対にダメだという理由はどこにもありません。事故が起きれば破滅的な結果しかもたらさない原発は一日も早く停止してほしいと、切実に願う次第です。



< 意見陳述 >

火山噴火を正確に予測することは不可能



弁護士 佐藤 朗

控訴理由書3（争点5及び6）に関し、控訴審裁判所において特に留意されたい点について、以下のとおり、意見を述べます。

1 原判決が採用する安全性に対する考え方の誤り

原判決において我々を驚かせた判断の一つが、令和元年火山ガイドの合理性に関する争点5の中で、原判決が「相対的安全性」の考え方を採用することを明らかにしたことです（原判決326頁）。

原子炉施設に求められる安全性をどう考えるかは、火山のみならず、地震の争点にも共通する問題であり、本来であれば争点1の司法審査の在り方の中で判断が示されるべきものです。実際、我々控訴人らは、原審において、司法審査の在り方の中の争点として、原子炉施設に求められる安全性がどの程度のものであるべきかを主張してきました。そうであったにもかかわらず、原判決が、司法審査の在り方の中で原子炉施設の安全性を判断することなく、争点5において、突如として「相対的安全性」を採用することを明らかにしたのは、原判決が巨大噴火の発生可能性を判断するための要件として設定した、非切迫性の要件及び具体的根拠欠缺の要件を導きたかったために他なりません。

しかし、原審が採用する相対的安全性の考え方は、原子炉施設に求められる安全性の考え方としては誤りであることは明らかです。

チェルノブイリ原発事故や福島第一原発事故の実情を見れば、原子炉施設に求められる安全性について、他の科学技術を利用した装置、施設等が持つ危険性の程度と同列に論じることがいかに説得力を欠くものであるかは多言を要しないでしょう。原発事故がもたらす加害は、人間がコントロールできないレベルで永続する点で、他の事故によるものとはまったく異なるものです。

福島第一原発事故についてみれば、事故から14年が経ちましたが、2011年3月11日に発出された「原子力緊急事態宣言」は今もなお、解除されておらず、南相馬市や飯館村など7市町村にまたがる地域が帰還困難区域とされたまま、故郷を奪われた人々に対する真の意味での被害回復はなされていません。

事故の後始末についても、昨年、原発建屋から初めて核

燃料デブリが取り出されたという報道がなされたのは記憶に新しいところです。事故から13年経って、取り出されたデブリの量はわずか0.7グラムです。10年以上経っても、原子炉格納容器の内部がどのようになっているか分からず、建屋に人が近づくことさえできないのです。これが原発事故の現実です。

控訴人らは、原子炉施設についていかなる欠陥も許されないという意味での絶対的安全性、いわゆるゼロリスクを求めているわけではありません。福島第一原発事故のような過酷事故を二度と起こさないことを求めている、その意味での限定的絶対的安全性が求められると主張しているのです。控訴審では、福島第一原発事故の被害の実態を正確に理解したうえで、原子炉施設に求められる安全性を判断することを望みます。

2 令和元年火山ガイドが策定された経緯が意味するもの

令和元年火山ガイドの合理性に関する個々の論点については控訴理由書3に譲るとして、ここでは、令和元年火山ガイドが策定されるまでの経緯について指摘しておきます。

もともと火山ガイドは平成25年に策定されたものですが、この旧火山ガイドは、噴火の時期や規模を的確に予測できることを前提にしており、噴火がいつ、どのような規模で起きるかは予測しえないという火山学の水準をまったく理解しないものであったため、川内原発に関する福岡高裁宮崎支部決定（平成28年4月6日）をはじめ、伊方原発に関する広島高裁即時抗告審決定（平成29年12月13日）、広島高裁異議審決定（平成30年9月25日）、広島高裁即時抗告審決定（令和2年1月17日）などの多くの裁判例によってその不合理性が指摘され、改定することを余儀なくされました。

このような状況で、原子力規制庁が用意したのが「設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価に関する基本的な考え方について」（甲213）、いわゆる「基本的な考え方」であり、この「基本的な考え方」を全面的に取り入れて改定されたのが、令和元年火山ガイドです。このような経緯からすれば、令和元年火山ガイドは、火山事象からの安全性確保という目的から改定されたというより、裁判対策のために改定されたものと評

価するのが正当でしょう。実際、裁判例で不合理であると指摘されていた噴火予測について、令和元年火山ガイドは「現在の火山の状態を評価する」ものとし、評価対象を変更しましたが、どのような事情から評価するか、どのような調査が必要かといった具体的な評価の方法・内容にまったく変更はありません。結局のところ、不合理であると認定されることを避けるべく、「噴火の時期や規模を的確に予測できることを前提としていない」という文言が付け加えられただけといわざるを得ません。

加えて言うならば、「現在の火山の状態」を評価することがなによえ、運用期間中、少なくとも将来数十年にわたる活動可能性が十分小さいかの評価につながるのかまったくもって不明です。現在の火山学でできるのは、ごく短期の予測のみであって、中長期的予測の手法は確立していないのですから、たとえ現時点において噴火の兆候が見られないからといって、それだけで運用期間中その状態が継続するとはいえないはずです。控訴審においては、火山ガイドが策定当初から大きな問題を抱えていたという事実をきちんと認識し、その問題が正しく解消され、安全性が担保される基準となっているか、厳しい目をもって判断してもらいたいと考えます。

3 非切迫性の要件の問題点

最後に、それが充足される場合に、運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと判断することが許される要件である非切迫性の要件について、簡単にその問題点を指摘しておきます。

原判決が採用する非切迫性の要件は、現在の火山の状態を評価して、当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価できるかという要件です（原判決327頁）。そこでは、現在の火山の状態から、将来起こり得る巨大噴火が差し迫った状態にないと評価できることが前提とされています。

しかし、そもそも、阿蘇についていえば、破局的噴火である阿蘇4噴火は今から9万年前のことであり、破局的噴火の回数もごくわずかで、我々は破局的噴火直前の観測データを持ち合わせていないのですから、現在の火山の活動状況をもって巨大噴火が差し迫った状態にあるかどうかを判断することも不可能というべきです。非切迫性の要件は、その前提自体に問題があると言わざるを得ません。

そして、非切迫性の要件の合理性を検討するうえで、特に留意しなければならない点は、火砕流との関係で安全性を判断するには、巨大噴火が差し迫っているかどうか

かの判断を、巨大噴火の数年から十数年前の時点で行わなければならないということです。原子力発電所の安全を確保するための基本は、核分裂連鎖反応を「止める」、核分裂生成物を「冷やす」、核分裂生成物を「閉じ込める」ことです。火砕流からの安全確保の関係では、これらの三原則に加えて、核分裂生成物や核燃料物質を原発敷地外へ「移動させる」こともが求められることを見落としてはなりません。燃料棒を冷やし、火砕流が届かない場所へ移動させることができれば、火砕流によって、放射性物質が大気中にまき散らされる結果となるからです。

問題となるのは、それらの作業に要する時間です。「冷やす」だけでも冷却プールで何年もの間、大量の冷却水を循環させて冷やし続けなければならないのですから、火砕流からの安全を確保するためには、巨大噴火が発生する数年から十数年前に「冷やす」「移動させる」ことに着手していなければなりません。それは、結局のところ、それだけの時間的猶予（リードタイム）が与えられている時点で、巨大噴火が発生することを予測できなければ、安全は確保されないことを意味します。しかし、繰り返し指摘するところですが、現在の火山学では、巨大噴火の中長期的予測はできないのです。

「噴火がいつ、どのような規模で起きるかについて相当程度の正確さで予測できないのであれば、原子力発電所の運用期間中の数十年の期間において巨大噴火の発生の可能性の大小も判断できない」と広島高裁異議審平成30年9月25日決定は指摘しましたが、この指摘は至極真つ当なものです。

4 おわりに

本意見陳述では、火山争点に関して、控訴審裁判所に特に留意してもらいたい事項を取り上げました。我々控訴人らは、本意見陳述で行った指摘が、控訴審裁判所によって真正面から受けとめられ、誠実に判断されることを望みます。

以上



311 いのちのわ集会報告

会場：3月9日大分市若草公園



大分駅前通りを大行進

いのちのわ集会は311事故から14年を迎えたこの日、素晴らしいお天に恵まれ盛大に開催されました。単なる脱原発の集まりに終わらず、ずっと続いてきたのは私たちの執念です。

311原発事故をきっかけにして、私たちの暮らしや生活の在り方を見つめ直す。そして、原発のない、原発のいらない（NO NUKES）世界をめざしていこうと考えました。その私たちの気持ちが脈々と続いています。

加えて今年は“平和をもとめる”ということを通じて、様々な団体（被団協・高校生平和大使・日出生台演習反対運動、敷戸弾薬庫反対運動など）もいのちの“輪（わ）”の中に加わりつながりました。

会場には自然食のお店が立ち並びました。裁判の会“交流テント”ではポン菓子を販売し、即売り切れました。書籍販売も行いました。



平魚泳 ひらいまさや 山田証 HOZU



岡村正淳弁護士共同代表による伊方原発裁判報告

伊方原発裁判について岡村正淳弁護士共同代表が報告。福岡高裁で始まった控訴審の参加の呼びかけをしつつ、3月5日広島地裁が大分地裁に続いて敗訴した直後でもあり、その判決内容のあまりの酷さについても言及し“あきれ果ててもあきらめない”私たちのたたかいは続く、と締めくくりました。

全体集会後のデモ行進は裁判の会メンバー7人が防護服に身を包み駅前大通りや中央通りを行進しました。裁判の会のチラシも配布しましたが、反応は悪くありませんでした。

デモ行進後、地震の発生した14時46分に若草公園ステージ前広場に集まり、参加者全員で黙祷しました。今年も、おなじみのHOZUさん、山田証さんたちの歌と楽器演奏が人々を輪にして繋ぐベース音をつくられて、穏やかにゆったりと音が流れ続けました。



防護服に身を包んだ会員の皆さん

2025 年 311 さよなら原発 集会宣言

2011年3月11日の東北沖巨大地震に伴った東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故で放出された放射線は、自然と人体に膨大な破壊と障害をもたらしました。放射線で汚染された土壌は、フレコンバックに詰められて一定箇所に集約されていますが、人体への健康障害はそういうわけにはゆきません。

311福島原発事故に伴った放射線による健康障害の代表的なのはこどもの甲状腺がんで、この2月5日現在397人に及んでいます。そのほかに、311を境にして周産期死亡率、胃がん・胆のう・胆管がん・前立腺がんなどが著しく増加し、高度の手術を必要とする複雑心奇形の手術や停留睾丸の手術件数は事故前より10%以上増加しています。白血病・白内障も相変わらず増加しています。

このような放射線による多くの健康障害に対し、国と福島県は、何一つ手を打っていません。「原子放射線の影響に関する国連科学委員会」(UNSCEAR)の2021年版『福島第一原子力発電所事故に関する報告書』には以下の様な記載があります。

- ① 放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な影響は見られそうにない。
- ② いずれの年齢層においても甲状腺がんの発生は見られそうにない。
- ③ 放射線被ばくが関係している先天性異常、死産・早産が過剰に発生したという確かなエビデンスはない。
- ④ 作業者に関して、白血病と全固形がん(甲状腺がん

を含む)の発生の増加がみられることはありそうにない。

このレポートは、日本からの報告に基づいています。このように、日本国内ばかりか国際的な“原子力安全神話”が作られてきています。

昨年元旦に起きた能登半島地震で志賀原発が稼働してなかったのは不幸中の幸いでした。珠洲市に原発ができていたら、大変な過酷事故が起きたと想像すると背筋に冷たいものが走ります。26年間にわたる根気強い市民の原発設置反対運動で珠洲市には原発はできていません。

このような状況下で、国は新たに第7次エネルギー基本計画を閣議決定し、原発推進方針を改めて明らかにしました。

1945年8月の広島・長崎への原爆が投下で、21万余の死者と15万余の被ばく者や311東京電力福島第一原発所の事故と能登半島地震の事実を、決して忘れることはできません。

このような悪環境の中でも、私たちは、次の世代の人々が、核と放射線の恐怖から逃れることができるような世の中になるようにという思いをしっかりと胸に抱き頑張ります。

そのためには、全ての原発をとめ再生可能なエネルギー政策に転換させましょう！！

2025年3月9日

311いのちのわ・さよなら原発集会参加者一同



コーディネーター宇都宮さん、花崎さん、伊東さん

お昼から約50分にわたってトークセッションが持たれました。被団協は今年ノーベル平和賞を受賞したことで世界的にも国内的にもたいへんな注目を浴びました。これを機に核廃絶のこと、平和の大切なことを私たちはもっともっと考え行動していかなければなりません。大分県被団協副代表伊東俊義さんは祖父がマグロ漁船員として70年前に第5福竜丸で被ばくしたことを原点として平和をもとめる話をされました。高校生平和大使花咲太智さんは核廃絶を求める1万人署名を持って今年国連ヨーロッパ本部のジュネーブを訪ねて得たこと、色んな人たちとの出会いがあり、対話することの大切さを知ったことなど、貴重な体験を語りました。

3月18日 松山地裁不当判決 地震学の常識から逸脱



高知大学名誉教授 岡村 眞

(愛媛新聞 3月19日記事より)

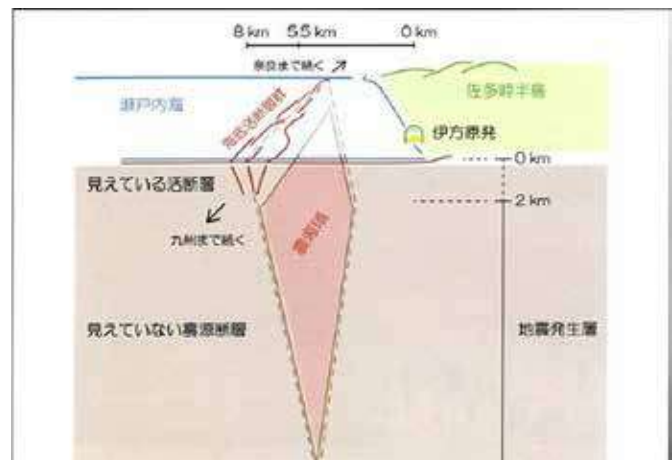
松山地裁は四国電力が伊方原発3号機の耐震設計目安とする基準地震動650ガルの策定手法を合理的と認めたが、現在の強震動地震学の常識からはあまりにも逸脱した考えと言わざるを得ない。1995年に起きた阪神大震災以降の地震の観測事実を全く踏まえておらず、30年前に戻ってしまったような判決だ。

日本では阪神大震災以降、地震観測体制の整備が進んだ。2000年の鳥取県西部地震、07年の能登半島地震、16年の熊本地震、24年の能登半島地震などマグニチュード(M)7クラスの地震が続き、1000ガルを大幅に超える地震も頻発している。

中央構造線断層帯による地震については国はM8、もしくはそれ以上と想定している。中央構造線はユーラシアプレートとフィリピン海プレートの影響を受けて一部分が横にずれた日本最大の断層だ。千年に1回程度、約8cmの水平ずれが生じるとされる。

1596年の豊予地震(慶長地震)では九州側の別府湾などが動いたが、四国側は千年以上動いていない可能性がある。この約8cmの巨大な動きに対し、断層からわずか数km先にある伊方原発がどのくらいの揺れになるかは不確定だ。

厳しい想定が必要なのに650ガルは低すぎる。司法が最新の観測事実 zu 真摯に向き合っているとは到底思えない。



講演会(24.11.24 大分市)資料より

伊方原発近くの中央構造線が、原発の地下に向かって南に傾斜する逆断層である可能性も認めなかった。南側からの力が蓄積される断層の北側が下がっていることを常識的に考えれば、南傾斜の逆断層の可能性が高い。しかし判決は四電の主張を完全に擁護し、議論が後退してしまった。

東京電力は2008年に国の地震予測「長期評価」に基づき、福島第一原発に最大で15.7mの津波が到来する可能性があるとの試算を得ていたにもかかわらず、対策を講じていなかった。現状の伊方原発は、11年の東電福島第一原発事故前と同じ構図ではないか。

3月5日 広島地裁不当判決 「被爆地ヒロシマが被曝を拒否する」



中山田 さつき



2016年3月11日に提訴された広島裁判も「原告らの生命、身体を侵害する具体的危険が生じているとはいえない」として、伊方原発運転差止請求を棄却されました。

大分から松本代表他4名で判決に駆けつけたのですが、勝訴の期待を見事に裏切る棄却判決でした。論点を絞って臨んだ大分裁判とは違い、伊方原発の持つ危険性の論点を多くの証人尋問も実施し、論証し尽くした広島訴訟でしたので、大分とは違う結果を期待したのですが、判決は大分地裁の司法の良識を疑う武智判決とほぼ同じという結果で驚きました。

規制委員会の規制基準に適合すれば「社会的に許容される安全性が確保されていると推認される」とし、原告はそれでも危険だというなら原告が具体的危険を立証すべき、と原

告に立証責任を押し付けるものでした。

昨年3月の大分地裁判決、今年2月の川内原発差止訴訟・鹿児島地裁判決に続く、新規制基準適合を安全基準のように絶対視した、司法の役割を放棄した判決です。

司法によって、新たな「再びの原発安全神話」がつくられてきています。

判決後の報告集会では、原告団代表の堀江壮さんは「非常

に無責任な判決だと思う。被爆者として次の世代のために今後も頑張っていきます。あきらめるわけにはいかない」と語り、配布された原告団所感には「放射能による重篤な内部被ばく被害を広島の地で二度と起こさせないという被爆被害の実感に基づく決意による訴訟であり、敗訴判決で終わるものではない。これからも核施設の廃棄に向けて一層力を強めていく」と宣言されています。

第7次エネルギー基本計画の問題点

石破政権は今年2月18日、新しい「エネルギー基本計画」を閣議決定しました。

その内容は、すでに岸田政権下で2023年6月に原発推進のためのGX法が成立したのですが、さらに押しすすめ一層の“原発回帰”路線を鮮明にしています。

その骨子は

- 1 「原発依存度を可能な限り低減する」との文言を削除 特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく
- 2 原発と再生可能エネルギーを脱炭素電源と位置づけ、最大限活用する
- 3 原発の廃炉を決めた電力会社は、自社の別の原発敷地内でも廃炉した分だけ原子炉を設置できる

図のように、2040年度の電源構成に占める原発の割合は20%（2023年度8.5%）とした。再エネは40～50%とし、今の2倍程度に増やす。火力発電の割合は半減させる。

また、電力需要は電気をたくさん使う半導体工場やデータセンター（DC）が相次いでできるとし、電力需要は今の1.2倍に増えると想定しています。

☆福島原発事故の反省は何処に？

政府は福島の事故を忘れたかのように「原発推進」に舵を切りました。福島原発事故から14年近く経っても2万人を超える避難者がいて、「原子力緊急事態宣言」は発せられたままなのです。

3年に一度改定されるエネルギー基本計画は、2011年3.11以降に安倍政権下でも「原発依存度を可能な限り低減する」との文言は残されてきました。

☆40年度原発20%は非現実的

現在我が国の54基ある原発のうち24基は廃炉が決まっています。目標を達成するには残る30基をすべて稼働させても不可能とされています。その中には志賀原発、敦賀原発、柏崎刈羽原発、東海第二原発、大間原発なども含まれます。私たち国民の不安を無視した恐怖の計画です。

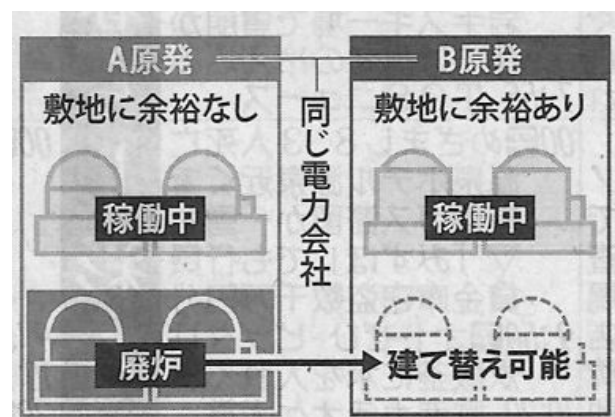
2040年度(目標)

再生可能エネルギー	原子力	火力
4～5割	2割	3～4割

23年度(実績)

22.9%	8.5	68.6
-------	-----	------

☆原発新設、リプレース（立て替え）の動き



今回の第7次基本計画を受け、九電がリプレース（立て替え）の動きを模索し始めています。玄海原発が手狭で新設ができないので、川内に3号機を建設する案が浮上しています。

また、関西電力美浜原発が老朽化したのでリプレースの検討をしているとの報道があります。

いずれにしても、これまでに原発事故の安全対策費として多額の費用（九電は約1兆円）を費やしてきたことで、今後のリプレースの費用を捻出するために、電気料金上昇などの姑息な策を練っているとの報道があります。

しかし、本当に電力増は必要なのでしょうか。今後我が国は人口の減少が続くし、これまでの省エネの流れも続いていくと考えられます。半導体工場やDC、AIの関係もごく限られた地域の問題のようにも思えます。電力需要増の明確な説明の足りない無謀な計画です。 文責 森山 賢太郎

年会費納入とカンパのお願い

新年度（2025 年度）の会費納入をお願いします。
2024 年度までの会費がまだの方はよろしく願います。

年会費：2,000 円（一世帯につき）

会員のカンパもご協力頂けるとありがたいです。
カンパ おいくらでも結構です

【郵便振替】

口座名 伊方原発をとめる大分裁判の会

口座番号 01710-7-167636

今後の日程

5月24日（土）原水禁総会・講演会（入場無料）

10:50～12:00 大分市アイネス2階

「伊方原発運転差止裁判について」田中良太弁護士

6月21日（土）

徳田弁護士連続講演会最終回「伊方原発裁判・まとめ」

14:00～16:00 ホルトホール1F 大ホール

入場料 300 円

8月18日（月）第3回控訴審

14:30～福岡高裁 101

12月5日（月）第4回控訴審

14:30～福岡高裁 101

グリーンコープ生協の取り組み報告

グリーンコープ大分の組合員の皆様のご協力により
27万3,135 円のカンパを頂きました。
裁判の会活動資金として有効活用させていただきます。
ありがとうございます。



目録を手渡す薬師寺理事長

夏季そうめん物販にご協力を！



2,950 円（税込み）

収益金が裁判の会の活動資金になります。美味しいそうめんです。ぜひ食べてみてください。
周りの人にも購入してもらい、裁判の会の応援をしていただきましょう。

*詳しくはチラシを御覧下さい。

P1 続き 4.18 控訴審の参加者の声

- * お二人の陳述がとてもよかった。知らないことを随分教えられ、四電社員たちもじっくり聴いている様子がうかがえた」複数
- * 「私の続けているサッカーでは、審判をいかに味方につけるかも大切です。きょうは向こうがオウンゴールをしてくれました。引き続き頑張りましょう」小野祥美
(四電弁護士が冒頭、裁判長に 30 分の陳述時間の厳守を要請したこと)
- * 「1 個 500g ものタマネギができた。できたというより、つくった。肥料をやり、声かけをし、心を注いだ成果。裁判も同じだと思う」S.T
- * 「川柳－イヌビワと四電弁護士食えぬヤツ－違う点は、裁判所の隣の公園のイヌビワはまずくて食べたものではなかったが、次の 8 月には熟して食えるかも。しかし、四電は食えぬまま」梶原悟

<編集後記>

4 月 18 日第 2 回控訴審報告会の様子をユーチューブ UP しています。裁判の会ホームページよりみることができます。

1. 福岡高裁第 2 回控訴審には 30 名以上の傍聴参加があった。四国電力社員とおぼしき姿も数名いた。彼等も被告代理人の弁護士も相当の手当てが出るのだろう。しかし、権力と資本の側に立つ彼らの表情は暗い。どこかコソコソしているように見える。手弁当で闘う原告代理人や傍聴参加者に改めて感謝する。
2. 南海トラフ大地震と津波は 30 年のあいだに 80% の確率で起きる。気象庁の発表である。人間とは恐ろしいもので、実際に起きてみないと現実として理解しない。震度 7 の熊本地震を体験した者としては、控訴審があった日の朝大分・別府の震度 3 の地震にも「来たか!」と身構えてしまった。南海トラフ大地震が起きれば、伊方は恐らく破壊される。阿鼻叫喚の地獄絵図となるに違いない。
3. 「大津波よ、我が死のあとに来たれ」と思っている人たちがいる。と書いたのはマルクス先生の「資本論」だそうだ。若き思想家斎藤幸平が「大洪水のまえに」や「人新世の資本論」で書いている。権力者や守られている資本家たちは、いつも安全なところに身を置いている。犠牲になるのは国民だ。だから「万国の労働者、団結せよ」という文言になるのだろうと思っている。
4. この裁判いつまで続くか解らないが、いつの間にか生活のルーティーン節目になってしまった。先日も友人と生きている間にはいい目にあわないかもね」と笑いあった。それでいいと思っている。
脇元